

魚沼市一般廃棄物処理業に関する 事業再編計画書

平成25年 3月27日

株式会社アロンクリーン

魚沼環境 株式会社
株式会社 小出環境サービス
佐藤清掃社
有限会社 広神清掃
株式会社 丸和興業

1. 目的

本市は、生活様式の多様化による水質汚濁や生活環境の劣悪化が懸念される中、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的とした事業である下水道等施設の整備の推進によって、し尿汲取り量は年々著しい減少傾向にある。

液状の一般廃棄物である、し尿及び浄化槽汚泥(以下、「し尿等」と称す)は、平成5年の26,957kℓ/年をピークとして、平成23年には3,107kℓ/年まで減少し、ピーク時と比較した場合、約88%の減少率となる。

なお、平成5年から平成23年の18年間で減少した、し尿の汲取量の総計は221,207kℓ/年となる。

一方、し尿処理委託費は平成5年度の96,667千円/年をピークとして、22年度には37,913千円/年まで落ち込み約60%の減少率となっている。

このような現状から、本市のし尿処理業務を生業とする5社で設立した株式会社アロンクリーン(以下、当社と称す)は、し尿等処理量の減少の影響によって、今後の適正処理を基盤とした安定経営による事業継続が課題となっている。

以上のような経緯から、本市が昭和50年に公布された「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」と称す)に基づき策定される魚沼市合理化事業計画に関連し、事業者の業務転換の方針を検討した事業再編計画を樹立することで、将来にわたるし尿等の適正処理の確保を目的とする。

2. 魚沼市の状況

魚沼市(以下、本市と称す)は、新潟県の中越地方の南東に位置し、平成16年11月に北魚沼郡内の6町村が合併して誕生した都市である。

本市は、周囲は山に囲まれ冬期は2mから3mの積雪を記録する日本有数の特別豪雪地帯の盆地であり、新潟県の7.5%を占める尾瀬国立公園や越後三山只見国立公園などを有する東西約37km、南北約52km、総面積946.93km²であり、本市の84.25%を占める森林は四季に変化に富んだ自然環境に恵まれた農山村地域である。

新市のまちづくりにおける環境の取組みは、平成19年4月に環境基本条例が施行された後、平成21年3月に魚沼市環境基本計画を策定され、市街地である中心部と周辺地域の農山村地域の均衡ある発展を目指し、豊かで恵まれた自然環境を生かした「色とりどりの四季と人が共生するまちづくり」をスローガンとした取り組みが推進している。

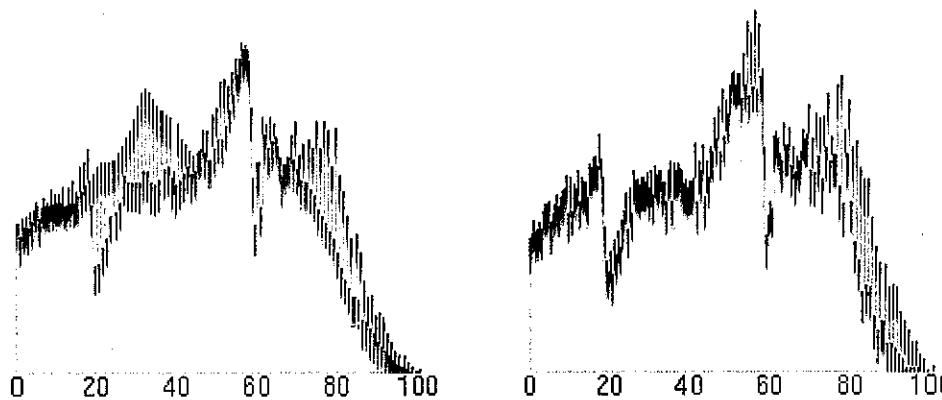
しかしながら、本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化社会の進行や住民要求の多様化、地域経済の逼迫化などによって益々厳しい状況下にある。

本市の定住人口と世帯数の推移は、昭和30年の61,219人、世帯数10,457をピークとして毎年約3%の割合で減少し、平成22年の国勢調査では人口41,634人に減少しているが世帯数は13,500世帯と増加している現象は核家族化の進展を表している。

また、年齢別人口比率は図-1で示す通り、年少人口(0~14歳)12.52%、生産人口(15歳~64歳)58.63%、老人人口(65歳以上)28.85%の比率となっていることから、少子高齢化社会が着実に進行している。

生活環境の面は、一般廃棄物系生ごみや畜産系廃棄物を活用した堆肥化の取り組みや再生可能エネルギーに創出による研究や、生ごみの発生抑制、再使用が可能な製品の推奨、分別の徹底によるリサイクル促進など、有機性廃棄物の資源化が今後の重要な課題となっている。

図-1 人口の推移



魚沼市と全国の年齢別人口分布図（比較）

■紫色は魚沼市 ■緑色は日本全国

魚沼市の年齢・男女別人口分布図

■青色は男性 ■赤色は女性

総務省統計局 / 国勢調査 (2005年)

3. 一般廃棄物処理業務の経緯及び現況

本市は、昭和 29 年に化学肥料の浸透により、し尿の不法投棄が顕在化したことから、民間業者に補助金を支出する方法によってし尿等収集運搬業務が開始された。

その後、平成 3 年 3 月に当時の行政指導に基づいて新潟県所管の流域下水道施設の管理業務の受託を目的として、管内の一般廃棄物処理業者の 5 社が統合した株式会社アロンクリーン（以下、当社と称す）を設立した。

しかしながら、設立目的であった流域下水道の管理業務は受託能力及び経験がないとの判断から受託はすることが出来なかつたが、本市のし尿処理業務を行政の支援措置により、事業再編に要する業務を契約する会社として現在に至っている。

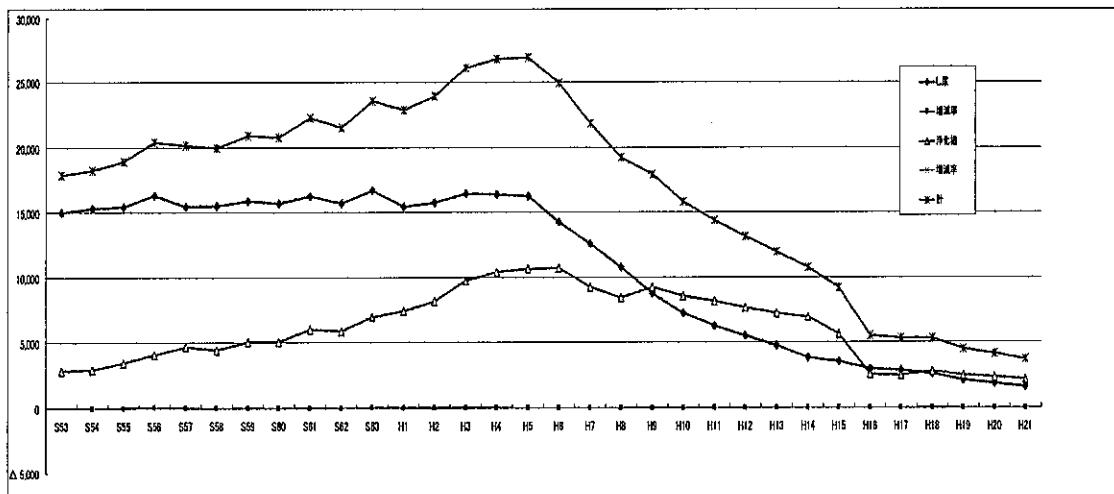
なお、設立当時の行政指導はし尿処理業務を担当する関係者だけで協議した事から、設立目的や経緯などについて、一般市民に周知されないまま行政の支援措置とした事業再編に要する業務が提供されたことから、近年は一つの民間企業に対する特別な行政支援として捉えられて、住民から疑問や誤解が生じていることや当社においても実質的な業務体系の合理化の確立が図られていないなどの課題が潜在している。

そこで、昭和 54 年に着手した下水道等施設の整備の進展に伴うし尿等処理量の減少量の推移を図-2 で示した経緯から、本市は、このような現状に対して事業再編業務として、エコプラント魚沼の運転管理や魚沼市斎場等の運転管理業務などの受注や平成 22 年度からのし尿処理業務の計画収集システムの導入やし尿処理業務の委託費を従量制から年額制に変更するなどの対策が講じられている。

し尿等処理量の著しい減少や世帯の分散化に伴う業務の効率悪化の影響によって依然として安定経営とする経営環境の確立は厳しい状況下にある。

以上のような現状を鑑み、事業者による一般廃棄物処理業務に関連する中・長期的な業務改善を図る基本方針の確立が急務の課題となっている。

図-2 現在のし尿等減少量の推移



(資料:魚沼市し尿処理量実績値から)

4. 下水道等整備の今後の見通し

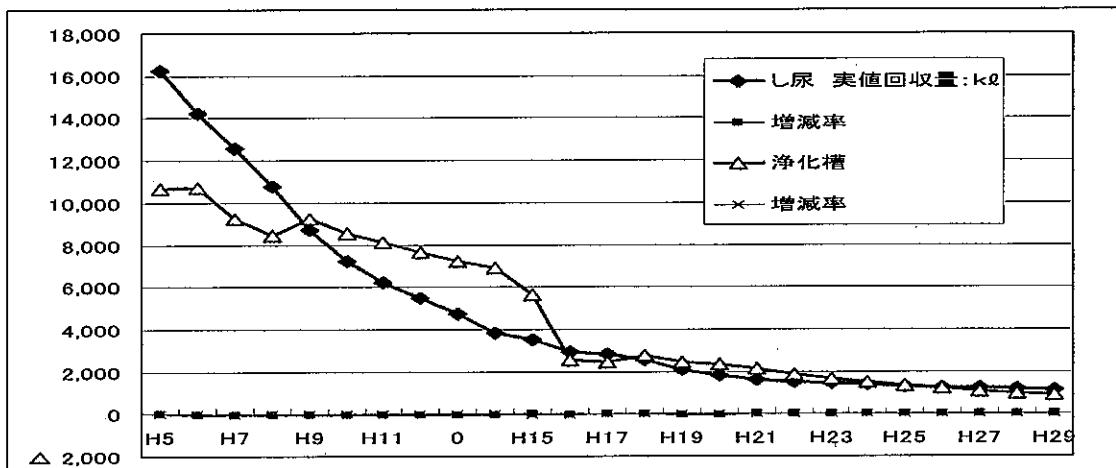
本市は、市街化区域に導入した流域下水道事業の整備の現状は、平成 23 年度末の普及率は 79.68%、接続率は 93.1%である。一方、周辺の農山村地域は、農業集落排水事業の 20 地区で水洗化が推進され、本市の汚水処理率は新潟県下では 4 番目に高い 99.6% に達している。

なお、平成 30 年に水洗化率 100%を目標としているが、少子高齢化社会が進行する状況を鑑みた場合、これ以上の接続率の増加は見込めないことから今後においてもし尿処理業務の継続が必要となる。

5. 今後のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移と推定量

平成 23 年度末のし尿等処理量の実績値であるし尿処理量 1,426 kL/年、浄化槽汚泥処理量 1,681 kL/年を基準として、し尿の直近の減少率 3.5%、浄化槽の 9.2%を用いて将来の減少量を算定した結果、図-3 で示すとおり、平成 29 年度末における要処理量は、し尿 1,152 kL/年、浄化槽汚泥 942 kL/年として推定できる。

図-3 今後のし尿等の減少量の推移



(資料:魚沼市し尿処理量実績値から)

6. 事業再編計画の内容

(1) 目 標

本市の一般廃棄物処理業の許可業者の5社により設立した株式会社アロンクリーンの業務統合による経営基盤の安定化及び適正処理を基本とした現場体制の合理化と業務改善の拡充によって一般廃棄物処理業務の継続性の確保を図る。

一方、これから新たな事業再編に要する業務として想定する業務の対応方針は、一般企業と同等の技術力と経営管理能力を有する組織体制の確立を構築し、新規事業の創出も含め、積極的な事業展開を推進する。

なお、平成5年の下水道接続ピーク時に10台保有していたバキューム車は現在までに6台になり、今後事業再編計画の実施期間において、順次減少量の推移に伴い、協議によって廃車を行い、平成29年度には5台に減車することを目標とする。

(2) 実施期間

平成25年4月1日～平成30年3月31日までの5年間とする。

(3) 事業再編計画に記載する実施内容及び方法

事業再編計画に伴い当社は、次の事項について実施期間内において業務改善及び事業再編を実施し、業務体制の適正化を目的とし、魚沼市の一般廃棄物処理業務の受託事業者である5社が統合した組織として誤解が生じない組織体制や名称変更についても事業再編計画の実施期間内において検討する。

① 業務統合を基盤とした5法人の再編計画。

現 在		計 画
株式会社アロンクリーン		名称変更も要検討
法 人 名	代 表 者	
魚沼環境㈱	滝澤正徳	
㈱小出環境サービス	大桃政春	
佐藤清掃社	佐藤幸徳	同 左
(有)広神清掃	山本 明	
㈱丸和興業	高橋和利	

※備考（対象事業者の名称及び代表と住所）

1. 新潟県魚沼市中原519番地3 魚沼環境株式会社 代表 滝澤 正徳
2. 新潟県魚沼市七日市650番地1 株式会社小出環境サービス 代表 大桃 政春
3. 新潟県魚沼市青島1315番地2 佐藤清掃社 代表 佐藤 幸徳
4. 新潟県魚沼市中島266番地1 有限会社広神清掃 代表 山本 明
5. 新潟県魚沼市大石8番地1 株式会社 丸和興業 代表 高橋 和利

②-1 表-1 事業再編計画に基づくバキューム車の廃車計画。（表-2 参照）

（単位：台）

項 目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
現 況	6	6	6	6	5
算 定	6	6	6	5	5
計 画 保 有 台 数	6	6	6	5	5

②-2 表-2 4t車によるし尿・浄化槽汚泥の必要台数推移表

	年間し尿 要処理量 (kill)	年間浄化槽汚泥 要処理量(kill)	し尿収集専用(台)	浄化槽汚泥専用(台)	合計必要台数
H21年度	1,601	2,125	3	4	7
H22年度	1,478	1,894	3	4	7
H23年度	1,426	1,681	3	3	6
H24年度	1,376	1,526	3	3	6
H25年度	1,328	1,386	3	3	6
H26年度	1,282	1,258	3	3	6
H27年度	1,237	1,142	3	3	6
H28年度	1,194	1,037	3	2	5
H29年度	1,152	942	3	2	5

(資料:魚沼市し尿処理量実績値から)

②-3 予備車の予算措置の検討

現在、予備車は道路幅の狭い場所、車検や車両故障時、また災害時対応などの目的で、当社で1台現有している。しかしながら魚沼市では予備車の必要性は十分理解はされているものの予算措置は実施されていない。

このような状況から、現在は、予備車の保有は事業者の負担に委ねた状況であり、予備車の確保は必要不可欠な事項であることから、過去の協議の経過も踏まえ、今後は平成27年度の委託料改定年度までに予備車の予算措置の検討を進める。

(4) 組織運営の検討による業務体制の合理化及び効率化

① 現場体制の拡充と人員の合理化計画。

(単位:人)

項目		25年	26年	27年	28年	29年	30年
し尿収集・運搬	現状	6	6	6	6	6	6
	計画	6	6	6	6	6	6
浄化槽点検・清掃	現状	6	6	5	4	4	4
	計画	6	5	5	3	3	3
下水道・農集処理施設 維持管理	現状	10	10	10	8	8	8
	計画	10	12	14	14	14	14
その他、転換業務	現状	8	10	15	20	20	22
	計画	8	9	11	17	19	22
合計	現状	30	32	36	38	38	40
	計画	30	33	36	40	42	45

② 経営体制の適正化による管理、事務体制の合理化計画。

(単位：人)

項目		25年	26年	27年	28年	29年	30年
管理者(現場代理人)	現状	1	1	1	1	1	1
	計画	1	1	1	1	1	1
法人役員	現状	5	5	5	5	5	5
	計画	5	5	5	5	5	5
事務職「経理等」	現状	3	3	2	2	2	2
	計画	3	2	2	1	1	1

③ 経営の効率化を目的とした施設規模の統合計画

(単位：箇所)

項目		25年	26年	27年	28年	29年	30年
本社社屋(事務所)	現状	2	2	1	1	1	1
	計画	2	1	1	1	1	1
車庫及び倉庫	現状	3	3	3	2	2	1
	計画	3	3	2	2	1	1

7. 事業再編計画の実施に伴う必要な転換業務の内容。

事業再編計画は、行政の支援措置による事業再編に要する業務の委託費と事業者の提案型新規事業の創出と業務改善によって、魚沼市の将来にわたる一般廃棄物処理業務の継続性と適正処理の確保を目的として円滑な業務運営による安定経営を図る。

① 事業再編を行う為に必要な業務。

- a. 農業集落排水処理施設の維持管理業務
- b. 下水道等施設の維持管理・汚泥運搬業務
- c. 下水道等施設の(中継ポンプ場(槽))の保守・点検業務
- d. 下水管路施設の維持管理、台帳整備管理業務
- e. し尿下水道投入前処理施設の運転管理業務委託
- f. 一般廃棄物ごみ焼却処理施設の運転管理業務
- g. し尿処理委託費に関わる原価計算方法及び予備車の検討
- h. 上水道施設の運転管理業務
- i. その他、民間委託が可能な業務

② 事業再編に必要な業務の受託に対応する資格等の研修及び取得。

- a. 凈化槽管理士、浄化槽技術管理者の資格取得
- b. 上水道施設管理技士の資格取得
- c. 特殊車両免許等の取得
- e. バイオマスに関する技術研修及び資格の取得
- f. 電気工事士等の資格の取得
- g. その他、転換業務に必要な技術の学習及び技能向上を図る。

図-3 事業再編に必要な業務として現在受託している業務等

業務内容	契約方式	担当課	備考
し尿収集運搬業務	年額委託費による随意契約	環境課	
エコプラント魚沼の運転管理	年額委託費による随意契約	環境課	
下水道等処理施設の維持管理	入札方式	ガス水道局	
市町村設置型合併処理浄化槽	入札方式	ガス水道局	
魚沼市斎場・火葬場業務委託	年額委託費による随意契約	環境課	
個人設置型合併処理浄化槽	見積り契約	個人設置者	
流域下水道脱水汚泥運搬	入札方式	下水道公社	

図-4 将来の事業再編に必要な業務及び新規事業の創出として想定する業務

業務内容	契約方式	担当課	備考
下水道管路清掃・台帳等維持管理業務	年額委託費による随意契約	ガス水道局	新規台帳管理業務
上水道施設の運転管理業務	年額委託費による随意契約	ガス水道局	
生ごみ粉碎機(ディスポーザー)導入事業	年額委託費による随意契約	ガス水道局	新規創出業務
エコプラント魚沼内運転業務拡大	年額委託費による随意契約	環境課	
火葬・墓地公園等運転管理業務	年額委託費による随意契約	環境課	
し尿・下水道投入前処理施設運転管理業務	年額委託費による随意契約	環境課	南魚沼市と協議

(8) その他、事業再編に要する必要な業務に関する事項

- (1) 事業再編計画の策定に関する算定根拠等は別添資料による。
 - ① 魚沼市合理化事業計画策定の手引き 「別添資料 1」
 - ② 著しい減少量、減少額、今後の減少量推定算定根拠 「別添資料 2」
 - ③ 合理化事業計画策定要領 (衛環第 120 号) 「別添資料 3」
 - ④ 農水省の保守点検業務の民間委託に関する事項 「別添資料 4」

添付資料

- 資料 1 魚沼市合理化事業計画策定の手引き
 - 資料 2 著しい減少量、減少額、今後の減少量推定算定根拠
 - 資料 3 合理化事業計画策定要領
 - 資料 4 農水省の保守点検業務の民間委託に関する事項

10

20

資料 1

魚沼市合理化事業計画策定の手引き

1 合理化事業計画の策定の流れ

本来、行政事務は申請事務であることを念頭において、事業者が合理化事業計画策定を申請する場合を想定し、全体的な実務処理と合理化事業計画の策定に必要な事項を整理したフローを図-1 で示す。

図-1 合理化事業計画の策定フロー図

合理化事業計画樹立の要望 【事業者】

要望 該当する事業者が複数の場合は、事業者による転換計画推進委員会を設立する

合理化事業計画策定の受理 【市町村】

検討 受理をした場合は行政内部による合理化事業計画に関わる検討委員会の設立する
【理事者・建設・下水・環境・福祉・農林等の職員を含む検討会】

合理化事業計画協議会(仮称)の設立

推進 定例会として1回／月程度の協議の場を設定する。
協議会内容

1. 下水道整備計画の進捗状況の掌握
2. し尿汲み取り量の減少状況の掌握
3. 合理化事業の具体的な事業内容の把握
4. し尿汲み取り料金の検討及び合理化事業単価の決定
5. 合理化事業計画の期間の決定
6. 関係部局の協力体制の確認
7. 生活排水処理計画とし尿汲み取り車の台数の整合性確認

10 (注) 市町村によっては、第三者を加えた合理化事業計画検討委員会を樹立する場合もある。

2 合理化事業計画及び転換計画に記載する事項

(1) 市町村が策定する合理化事業計画に記載する事項

- a.下水道の整備等に関わる諸条件の変更の見通しに関する事項
- b.下水道の整備等に関わる事業の転換並びに近代化及び規模の適正化に関する事項
- c.下水道等の整備により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる事業者に対する資金上の措置に関する事項

(2) 事業者が策定する転換計画に記載する事項

- a.事業の転換内容
- b.事業の転換の実施期間
- c.転換に伴う他の物件の設置、譲渡、廃業等に関する事項
- d.事業の転換をおこなうのに必要な資金の額およびその調達方法
- e.その他事業の転換に関する重要な事項

3 合理化事業計画の申請に関わる添付資料

(1) 市町村が添付する資料

- a.一般廃棄物処理計画を明らかにする図面『廃棄物処理法第6条第1項』
- b.下水道事業計画の内容を明らかにする書類及び図面
- c.当該合理化事業計画の見通しが的確であることを明らかにする書類及び図面
- d.その他、当該合理化事業計画の内容を明らかにするための必要書類及び図面

30 (2) 事業者が添付する資料

- a.事業者が法人である場合は定款
- b.事業者の最近の3年間の営業報告書・貸借対照表・損益計算書並びに最終の財産目録

4 合理化事業計画に記載する具体的な事項

- 1.合理化事業計画の目標
- 2.合理化事業計画の期間
- 3.下水道整備計画の見直し
- 4.し尿処理量の変化に関する基礎的経営の見通し
- 5.上記4項の処理体制を達成する事業計画「注1」

10
ア.内容
イ.実施期間
ウ.実施に必要な資金上の措置計画「注2」

5 合理化事業計画の策定に伴う著しい減収額の算定方法

5.1 著しい減収額に関する算定条件の必須決定項目

- 1.合理化事業計画の期間
- 2.し尿汲取り量の減少が始まる基準年
- 3.減収額の算定に使用するし尿汲取り単価
- 4.合併浄化槽の普及に伴う増収額に対する捉え方

20

5.2 著しい減収額の算定方法例

し尿汲取り量の減少に関する著しい減収額を算定する場合、前項(5.1)で決定した必須項目により合理的な算定方法として、著しい減収額を決定する要件を検討した。

この算定方法を用いた場合、事業者の著しい減少額に対する行政の支援措置に相当する補償額は $H=G-F$ として算定することができる。

以下、算定条件決定した事項に対する理由とし尿汲取り業務の著しい減少量と減収額の経年変化の推移を図-2 で示す。

1) 算定条件として決定した事項と理由

30
A 合理化事業計画の算定の期間の設定

「著しい減少額は、下水道が供用開始をしたことが要因となる事から、下水道が供用開始した時点から現在までの総積算額とする。」

B 合理化事業計画に使用する単価の設定

「今後の経過に基づいてし尿汲取り単価は原価計算に基づいた単価を合理化事業計画に用いる。」
原価計算の算定式は下記の式とする⁷⁾。

$$\text{算定式} = \frac{\text{経費総計(円)}}{\text{稼動日数(日)} \times \text{車両台数(台)} \times \text{搬入回数(回)}} \times 100\text{ゲージ(搭載許容量 0.8)}$$

C 著しい減少が始まった時点の設定

「下水道の供用開始の前年をし尿汲取り量のピーク時として著しい減少が始まった設定した」

D し尿汲取り量の総減少量 (単年毎の減収量 $E_1 - d_1 \sim E_5 - d_5 > 0$)

40
「年毎の減少量の和を総量とした」

E し尿汲取り量が減少しなかった場合の設定

「下水道事業が導入されなかった場合は、自然減少による減少率を 3.52%/年とした」

F 代替業務の発注総金額 (単年毎の発注額 $f_1 \sim f_5 > 0$)

①ごみ処理(再生を含む)業務

②下水道汚泥運搬処分業務

③下水道施設及び管路の維持管理業務

④農業集落排水施設の維持管理業務

⑤その他市町村が民間事業者に委託可能な業務

⑥合併浄化槽の増加(代替業務とした場合)

G 著しい総減収金額

「し尿汲取り量の総減少量にし尿処理単価を乗じた額とした」

H 合理化事業計画による補償金額の相当額

「総減収額から代替業務発注の総額を控除した額」

2) 計算式(著しい減少額の算定)

$$H = G - F$$

$$G = B \times D \quad (C \neq I)$$

$$D = \sum (E - d)$$

$$F = \sum (f1 + f2 + f3 + f4 + f5)$$

図-2 著しい減少額の算定図

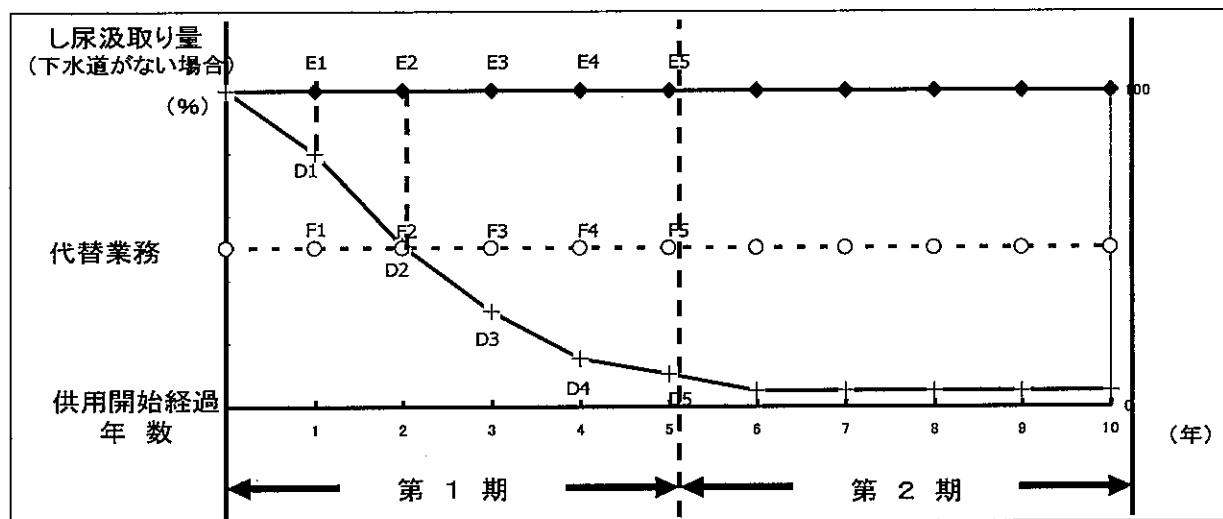
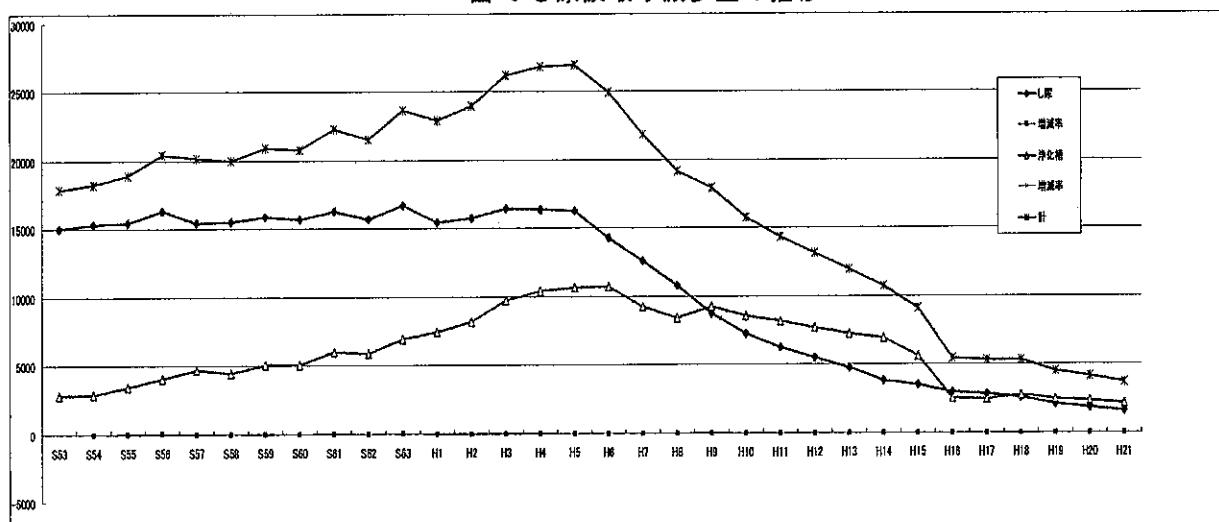


図-3 し尿汲取り減少量の推移



6 合理化事業計画に係る著しい算定額の様式の別紙1,2を用いて、現状の汲み取り数量と単価を代入すれば減収額を算定することが可能となる。

20 「注1」 転換に関する事業計画は、事業の全部又は一部の転換であり、事業廃止及び縮小は含まない。

「注2」 資金上の措置は、市町村が業務の縮小及び廃止を余儀なくされる事業者に対し、地域の実情に応じて実施する資金面の措置の全般であり、交付金、資金の融資、斡旋、保証等を指す。

「参照：平成元年7月25日環衛103号環境整備課長通知」